

長野県地方税滞納整理機構個人情報保護条例施行規則

平成23年1月4日
長野県地方税滞納整理機構規則第3号

改正 平成30年2月5日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県地方税滞納整理機構個人情報保護条例（平成23年長野県地方税滞納整理機構条例第4号。以下「条例」という。）の規定に基づき、広域連合長が保有する個人情報の保護について、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人識別符号)

第2条 条例第2条第3項の実施機関が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号
- (2) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- (4) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
- (6) 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された知事が別に定める文字、番号、記号その他の符号
 - ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項の被保険者
 - イ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証
 - ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証
- (7) その他前各号に準ずるものとして広域連合長が別に定める文字、番号、記号その他の符号

(要配慮個人情報)

第3条 条例第2条第4項の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の知事が別に定める心身の機能の障害があること。
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人情報ファイル簿の作成及び閲覧）

第4条 広域連合長は、個人情報ファイル（条例第10条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。以下この条において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、広域連合長が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 広域連合長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 広域連合長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

（条例第10条第1項の規則等で定める事項）

第5条 条例第10条第1項の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第2条第8項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別

(2) 条例第2条第8項第1号に係る個人情報ファイルについて、次条に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

（条例第10条第2項第6号の規則等で定める個人情報ファイル）

第6条 条例第10条第2項第6号の規則等で定める個人情報ファイルは、条例第2条第8項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第10条第1項の規定による閲覧に係る条例第2条第8項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

（開示請求書）

第7条 条例第12条第1項の書面は、保有個人情報開示請求書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の保有個人情報開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報について、求める開示の実施の方法及び開示の実施を希望する日を記載することができる。

3 前項、第9条第1項第1号及び第2項第1号並びに第14条第1号において「開示の実施の方法」とは、文書又は図画に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については第10条各号に掲げる方法をいう。

(開示請求における本人確認手続等)

第8条 開示請求をする者は、広域連合長に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

(1) 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため広域連合長が適当と認める書類

2 開示請求書を広域連合長に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの及びその者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を広域連合長に提出すれば足りる。

3 条例第11条第2項の規定により法定代理人が開示請求をする場合には、当該法定代理人は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を広域連合長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした法定代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を広域連合長（条例第20条第1項の規定による通知があつた場合にあつては移送を受けた実施機関）に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(条例第17条第1項の規則等で定める事項)

第9条 条例第17条第1項の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

(2) 開示を実施することができる日、時間及び場所並びに条例第22条第2項の規定による申出をする際に開示を実施することができる日のうちから開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 開示の実施に要する費用を負担すべき旨その他当該開示の実施に必要な事項

2 開示請求書に第7条第2項に掲げる事項が記載されている場合における条例第17条第1項の規則等で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

(1) 開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有個人情報の開示を実施することができる場合（開示請求書に開示の実施を希望する日が記載された場合にあっては、その日に保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。） その旨及び前項各号に掲げる事項

(2) 前号に掲げる場合以外の場合その旨及び前項各号に掲げる事項
(第三者に対する通知に当たっての注意)

第10条 広域連合長は、条例第21条第1項又は第2項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(条例第21条第1項及び第2項の規則等で定める事項等)

第11条 条例第21条第1項の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日
(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第21条第2項の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日
(2) 条例第21条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由
(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第21条第1項及び第2項の意見書は、記録情報の開示に係る意見書（様式第2号）によるものとする。

(電磁的記録の開示の方法)

第12条 条例第22条第1項のその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則等で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録について、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複製したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複製したものの交付

(3) 電磁的記録（前2号に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、広域連合長がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付

ウ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために
広域連合長が保有するものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴

エ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複製した
ものの交付

（開示の実施の方法等の申出）

第13条 条例第22条第2項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書
（様式第3号）によるものとする。

2 第9条第2項第1号に掲げる場合に該当する旨の条例第17条第1項の規定による通知
があった場合において、第7条第2項に掲げる事項を変更しないときは、条例第22条第
2項の規定による申出は、することを要しない。

（条例第22条第2項の規則等で定める事項）

第14条 条例第22条第2項の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法に
よる開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方
法）

(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、
その旨及び当該部分

(3) 開示の実施を希望する日

（写し等の交付費用）

第15条 条例第24条の規則等で定める費用は、別表のとおりとする。

（訂正請求書）

第16条 条例第26条第1項の書面は、保有個人情報訂正請求書（様式第4号）によるもの
とする。

（利用停止請求書）

第17条 条例第34条第1項の書面は、保有個人情報利用停止請求書（様式第5号）による
ものとする。

（訂正請求等に関する開示請求における本人確認手続等に係る規定の準用）

第18条 第8条（第4項及び第5項を除く。）の規定は、訂正請求及び利用停止請求につ
いて準用する。この場合において、同条第3項中「第11条第2項」とあるのは、訂正請
求については「第25条第2項」と、利用停止請求については「第33条第2項」と読み替
えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年2月5日規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(別表) (第16条関係)

公文書の種別		写し等	金額
1 文書又は図画	(1) 文書又は図画 ((2) 及び(3) に該当するものを除く。)	複写機により複写したもの	1枚につき10円 (多色刷りにあつては、20円)
	(2) マイクロフィルム	用紙に印刷したもの	1枚につき10円
	(3) 写真フィルム	印面紙に印画したもの	作成に要する費用に相当する額
2 電磁的記録	(1) 録音テープ又は録音ディスク	録音カセットテープに複写したもの	1巻につき120円
	(2) ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープに複写したもの	1巻につき140円
	(3) (1) 及び(2) 以外の電磁的記録	ア 用紙に出力したもの	1枚につき10円
		イ フレキシブルディスクカートリッジに複写したもの	1枚につき70円
ウ 光ディスクに複写したもの		1枚につき90円	

(備考) 用紙の両面に複写し、又は出力するときは、片面を1枚として額を算定する。

(様式第1号) (第7条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

長野県地方税滞納整理機構広域連合長 殿

(ふりがな)

氏 名 _____

住所又は居所

〒

_____ 電話 () _____

長野県地方税滞納整理機構個人情報保護条例第12条の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る 保有個人情報 (具体的に記載してください。)	
--------------------------------------	--

(注) 法定代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

本人の状況等 () □内は、 該当する 箇所に☑印 を付して ください。	(ふりがな) 本人の氏名 及び生年月日	(年 月 日生)
	本人の住所又は居 所及び連絡先	電話 ()
	本人の状況	□未成年者 □成年被後見人
	本人が未成年者 (15歳以上) である場合	法定代理人が開示請求することについての本人の同意 □有 □無

(注) 次の欄の記載は任意です。

求める開示の実施の方法 () 開示の実施の方法に希望 するものがあれば、□内 に☑印を付してください。	1 文書又は図画の場合 □閲覧 □写しの交付 2 電磁的記録の場合 □用紙に出力したものの閲覧 □用紙に出力したものの交付 □専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴 □電磁的記録媒体に複製したものの交付
開示の実施の希望日	年 月 日

(様式第2号) (第11条関係)

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

長野県地方税滞納整理機構広域連合長 殿

(ふりがな)

氏名 _____

(法人その他の団体にあつては、その団体の名称及び代表者氏名)

住所又は居所

〒

_____ 電話 () _____

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付け 第 号で照会のあった件について、次のとおり回答します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示に反対する意思の有無 〔 □内は、該当する箇所に ✓印を付してください。 〕	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
開示に関する意見 〔 □内は、該当する箇所に ✓印を付してください。 〕	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障はない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)がある具体的な理由
連絡先	

(様式第3号) (第13条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

長野県地方税滞納整理機構広域連合長 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒

_____ 電話 () _____

年 月 日付け 第 号で通知のあった開示決定について長野県地方税滞納整理機構個人情報保護条例第22条第2項の規定により、次のとおり開示の実施の方法等を申し出ます。

開示請求に係る 保有個人情報	
開示の実施を希望する日時	年 月 日 時
求める開示の実施の方法	
長野県地方税滞納整理機構 個人情報保護条例第17条 第1項の規定による 開示決定の通知のあった日 (決定通知書を受領した日)	年 月 日
備 考	

- (注) 1 求める開示の実施の方法の欄は、開示決定通知書に記載された求めることができる開示の実施の方法のうちから選択し、記入してください。
- 2 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を希望する場合は、備考欄にその旨及び当該部分を記入してください。

(様式第4号) (第16条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

長野県地方税滞納整理機構広域連合長 殿

(ふりがな)

氏 名 _____

住所又は居所

〒

_____ 電話 () _____

長野県地方税滞納整理機構個人情報保護条例第26条の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報	年 月 日
訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項	(開示決定通知書の番号) (日付) 年 月 日
	(開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報)
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)
	(理由)

(注) 法定代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

本人の状況等 () □内は、 該当する 箇所に \searrow 印 を付して ください。	(ふりがな) 本人の氏名 及び生年月日	() 年 月 日生
	本人の住所又は居所及び連絡先	電話 ()
	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人

(様式第5号) (第17条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

長野県地方税滞納整理機構広域連合長 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒

_____ 電話 () _____

長野県地方税滞納整理機構個人情報保護条例第34条の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項	(開示決定通知書の番号) (日付) 年 月 日
	(開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報)
利用停止請求の趣旨及び理由 (□内は、該当する箇所に レ印を付してください。)	(趣旨) □第1号該当 → □利用の停止 □消去 □第2号該当 → 提供の停止 (理由)

(注) 法定代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

本人の状況等 (□内は、 該当する 箇所にレ印 を付して ください。)	(ふりがな) 本人の氏名 及び生年月日	(年 月 日生)
	本人の住所又は居所 及び連絡先	電話 ()
	本人の状況	□未成年者 □成年被後見人